

輸入家畜の取扱いについて

平成11年5月17日	11動検甲第560号
平成14年3月20日	13動検第976号
平成14年9月19日	14動検第563号
平成14年9月19日	14動検第564号
平成15年9月24日	15動検第745号

輸入動物分野の動物検疫検査手続電算処理システム（以下、「ANI PAS」という。）が平成14年3月23日より運用を開始するほか、我が国でのBSE（牛海綿状脳症）の確認を踏まえた家畜個体識別システム緊急事業に基づく輸入牛への耳標装着が開始された。また、輸入牛の耳標装着と個体情報の登録は、重要疾病発生時の疫学調査等に不可欠なものとなることから、下記により輸入業者の協力を求め、事業の円滑化を図る。ANI PASでは、輸入動物の仕向予定先情報、検疫終了後の仕向状況、疾病の摘発状況の電子ファイルが出力されることから、関係都道府県へのこれら情報の提供は、今後下記により紙ベースから使い勝手が良く、かつ、内容の充実した電子データへ移行させ、国、都道府県の連携を一層強化する。

1 輸入業者に対する指導

動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）は、家畜を輸入しようとする者（以下「輸入業者」という。）に対し次により指導するものとする。

(1) 家畜個体識別システムに係る情報の届出

ア 輸入業者（牛を輸入する場合に限る。以下(1)において同じ）は、家畜伝染病予防法施行規則第49条に基づく輸入検査申請書（家畜伝染病予防法施行規則別記様式23号の1）を輸入牛の係留検査を行う動物検疫所あてに提出、又はANI PASを利用して輸入検査申請するに当たり、仕向先欄には仕向先の農家コード及び市町村コードを記入又は入力すること。この場合、仕向先名称及び詳細住所の記入は不要とする。

イ 輸入業者は、可能な限り輸入牛の生年月日の情報入手に努め、動物検疫所に報告すること。

(2) 興行用の輸入家畜についての指導

ア 輸入業者（興行用の家畜で着地検査期間中に移動を行う予定を有するものを輸入する場合に限る。以下(2)において同じ。）は、着地検査期間中の移動先となる都道府県畜産主務課に興行計画を届け出ること。

イ 輸入検査申請書の備考欄に興行先の興行場所、興行期間、興行責任者及びその他参考となるべき事項を記載すること。

ウ 興行計画を変更する場合は、速やかに移動先の興行場所を管轄する都道府県主務課及び動物検疫所に届け出ること。

(3) 都道府県への輸入家畜の仕向予定先の通知

ア 輸入検査申請及びその変更を受理した動物検疫所は、輸入家畜が仕向先に到着するに先立ち申請段階での仕向予定先を輸入検査申請書の写し（ANIPASにより申請された場合にあっては、輸入検査申請控）により、都道府県畜産主務課に通知すること。

イ 興行用の輸入家畜で着地検査期間中に移動先が複数県にまたがる場合には、該当するすべての都道府県畜産主務課にアと同様に通知するとともに、輸入者が移動先の興行場所を管轄する都道府県畜産主務課あてに興行計画を届け出たことを確認すること。

(4) 家畜衛生状況の把握

ア 輸入業者は、家畜を購入するに際して、事前に輸出国の家畜衛生担当機関と連絡を取り、当該輸出国の家畜衛生状況を充分把握した上で、家畜の伝染性疾患の清浄地域内の農場から購入すること。

イ 動物検疫所は、輸入業者から輸出国の家畜衛生状況について情報提供を求められた場合は、OIE等からの家畜衛生情報及び最近の輸入検査成績等を勘案して、適切に情報提供を行うこと。

ウ 輸入業者は、輸出国における出国検疫において、輸出選抜から除外された家畜について、当該除外理由の把握に努め、輸入家畜の係留検査を行う動物検疫所に情報提供を行うこと。

2 検疫結果の通知

(1) 監視伝染病摘発時の報告及び通知

輸入検疫期間中に監視伝染病を摘発した場合、係留場所の動物検疫所は、当該家畜及び当該家畜と同一ロットの家畜（当該家畜と同一船舶、航空機で輸入されたすべての家畜及び当該家畜と同一の畜舎に収容されていたすべての家畜）の係留検査を実施している動物検疫所から情報を収集し、「輸入家畜の監視伝染病の摘発状況について」（別紙様式1）及び当該家畜及び当該家畜と同一ロットの家畜の個体詳細情報（別紙様式1の別紙）を企画連絡室長に報告するとともに、当該家畜及び当該家畜と同一ロットの家畜の仕向先の都道府県畜産主務課及び消費・安全局衛生管理課に速やかに通知すること。

(2) 検査結果の通知

係留場所の動物検疫所は、輸入家畜の解放後速やかに、輸出国における検査結果及び動物検疫所における検査結果を「家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）」の別記7「輸入家畜の着地検査指針」の別記様式5「仕向通知書」、ANIPASにより輸入検査申請された場合にあっては、「仕向通知」（別紙様式2）、仕向家畜等の個体詳細情報（別紙様式1の別紙）及び輸入動物の検査結果（様式2の別添）により仕向先の都道府県畜産主務課に通知するとともに、企画連絡室長に報告すること。

3 都道府県を行う着地検査

精密検査部長は、都道府県から送付された馬ウイルス性動脈炎検査用血清について実施した中和試験

の結果を、都道府県畜産主務課及び消費・安全局衛生管理課に通知すること。

4 報告及び通知の方法

1の(3)、2の(1)及び(2)並びに3の通知等は、原則として電子ファイルを電子メールに添付して送付すること。ただし、電子メールの利用ができない等の場合は、電子ファイルをF D等の媒体で送付するものとする。

別紙様式 2

仕 向 通 知

(通知番号: _____)
年 月 日

都道府県畜産主務課長
動物検疫所企画連絡室長 殿

動物検疫所

支 所
出 発 所

下記のとおり、輸入家畜（動物）を送致しましたのでお知らせいたします。
なお、動物検疫所における検査結果は、別添のとおりです。

記

1. 種類

性別	雄	雌	去勢	無性別
頭数				

2. 検査期間

年 月 日 から 年 月 日

3. 送致年月日

年 月 日

仕向家畜及び解放に至らなかった家畜の詳細は別添ファイルのとおり。

様式 2 の別添

輸入動物の検査結果

検査番号			
①臨床所見における特記事項			

②各種検査結果			
疾病名	検査方法及び結果	疾病名	検査方法及び結果

③動物検疫所における投票等の実施状況	
投票物名	実施年月日
	備 考

(参考 1) 輸出国における検査結果

疾病名	検査方法及び結果	疾病名	検査方法及び結果

(参考 2) 輸出国における投票等の実施状況

投票物名	実施年月日	備 考

(注) 記載しきれない場合は別添とすること。